

七尾市週休2日モデル工事実施要領

1. 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において原則土日を休日とした週休2日の工事「七尾市週休2日モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 対象工事

対象工事は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示すること。

(1) 発注者指定型

発注者が実施を指定する工事。

(2) 施工者希望型

発注者が希望型に指定し、契約後、受注者が工事着手前に提案、受発注者協議の上、モデル工事に変更できる工事。

(3) 対象外

災害復旧等の緊急を要する工事、工期が短い工事及び現場施工期間が工期に対し著しく短いなど週休2日による施工が適さない工事。

3. 取組内容

(1) 工期設定

実工期（ $\text{施工量} / \text{標準日当り施工量}$ ）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。

全体工期		
準備 工種毎設定 ※30～90日	工事期間 $(\text{施工量} / \text{標準日当り施工量}) \times 1.9$	後片付け 20日

準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、公園、下水道
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

※ 上記に記載がない工種区分については、準備期間30日、後片付け期間20日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定する。

※ 営繕工事については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、設備を含めた各工事の施工期間を確保し、適切な工期を設定する。

(2) 施工者希望型におけるモデル工事実施協議

施工者希望型の受注者は、現場着手前に、協議書（様式第1号）によりモデル工事の実施の有無を発注者と協議することとする。

なお、協議の結果、モデル工事を行わない場合は本要領によらず施工するものとする。

(3) 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図）を設置することとする。

(4) 工程管理

①工事着手前

受注者は、工事着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程を工事工程表（様式第2号）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

②工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有することとする。

③工事完了時

受注者は、工期最終日までに工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出することとする。

4. 週休2日の工事の定義

工期内の対象期間において、原則土日を休日とした週休2日（4週8休相当、振替休日可）の現場閉所を確保することとする。

4週8休相当とは、現場着手日から現場完了日のうち、現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

(1) 対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみ期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

(2) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

(4) 現場閉所

・工事施工箇所において、材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現場作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）。

・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

5. 週休2日の確認方法

発注者は、3（4）の工事工程表に基づき、次の内容に留意し、週休2日の確保の確認を行うものとする。

- ・対象期間（現場着手日から現場完了日まで）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6. 費用

(1) 発注者指定型

- ・当初設計から、週休2日を達成した場合の補正係数を、各経費に乗じた積算を行うものとする。
- ・施工後に現場閉所の達成状況を確認し、週休2日に満たない場合は上記補正分を減額するものとする。

(2) 施工者希望型

- ・当初設計では、従来基準により積算するものとし、週休2日の確保ができた場合は、週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行うものとする。
- ・工事着手前に受発注間で、様式第1号における協議が整わなかった場合及び施工後に現場閉所の達成状況を確認し週休2日に満たない場合は、上記補正分を減額するものとする。

7. アンケート

受注者は、発注者が必要と認めたときは、モデル工事による効果及び課題等を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。

8. その他

この要領に定めのない事項又はこの要領に関し疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

<工事看板参考図>

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇〇工事

この工事は、
週休2日に取り組んでいます

発注者 七尾市〇〇部〇〇課
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
現場代理人 〇〇 〇〇